

令和3年10月14日

組合員各位

合同労働組合ユニオンジャパン
執行委員長 佐藤英一郎

臨時活動報告

令和3年9月7日付けにて、団体交渉類似事案が発生いたしましたので、その活動をここに報告します。

1. 経緯及び対処

岐阜県羽島郡笠松町に所在する「社会福祉法人徳雲会」の従業員Iさんは、令和2年6月1日に同法人へ入社後、同法人が経営する介護施設にて、介護業務に従事していました。

Iさんは、入社当初から法人の施設運営に馴染めず、職場内での人間関係に悩まされていたことに加え、同法人の過去の不祥事を知るに至り、ついに退職を決意しました。配属されていた施設の責任者に退職の意思を伝え、退職届等は法人本部に送付する運びとなりましたが、いざ送付してみると受け取りを拒否され郵便物は戻ってきてしまいました。

Iさんは、不祥事の件などを踏まえ、同法人に対して強い不信感を抱いており、この意図的な受け取り拒否を自力解決することは困難と考え、令和3年9月2日、当組合に相談されました。

当組合としても、見逃せない問題と考え、同年同月7日、速やかに退職届を受け取り、退職手続きを進めるよう警告する書面及びIさんが記載した退職届等を同法人に対して送付するに至りました。

2. 顛末

退職届等は問題なく受理されました。

会社はときに独りよがりな考えを労働者に押し付けてきます。

そもそも退職届の不受理は違法行為です。

ときに「退職を認めない」などといった発言をする会社もありますが、退職に会社の許可は必要ありません。職業選択は憲法で保障された労働者の当然の権利です。

「退職届を受け取ってもらえなかった場合はどうしたらいいですか」というご相談を受ける機会も度々ありますが、労働者の退職の申し出を拒否するという会社の対応自体が問題です。

このような会社には負けてはいけません。一緒に戦いましょう。